

排除条例を可決

議案審議

補正予算審議

新十津川町暴力団排除条例の制定

制定の背景

北海道は、平成22年に「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」を制定した。これを受け、本町も地域全体で暴力団を排除しようとする条例を提案。

Q 本町に暴力団や暴力団員は存在するのか。

A 現段階では、暴力団や暴力団員などの情報は町としては持っていない。今後、警察との協定を締結した後、リストを提供してもらう予定となっている。

Q 町は警察から提供された情報を、どの範囲まで公表するのか。

A 一般町民に対して広く公表することはない。暴力団の行為を排除することが目的なので、関係する団体や個人にのみ情報を開示する。

Q 町民が暴力団に関する情報を提供した場合、どのように保護されるのか。

A 今後、警察との間で協定を結ぶことになる。その中で、町民の保護・安全に関して具体的な方策を明記する。暴力団の行為には警察権力が第一で、今後施行に向け検討を重ね、できる限りの対策を講じるよう努力する。

Q 本条例の中に中学生への指導が明記されているが具体的にどのような指導を講じるのか。

A 暴力団排除の重要性を認識してもらい、暴力団に加入せず、犯罪被害を受けないための指導を実施する。具体的には、警察と一体となり、青少年健全育成町民会議や教育委員会と連携を取りながら中学生に対する啓発活動を展開したい。

中学校体育館開放に関する条例の一部改正

内容説明

新十津川中学校武道場の完成に併せ、施設開放として町民に広く利用してもらうための料金体系等を定める条例を提案。

Q 武道場が完成すると現在の尚武館が取り壊されることになる。尚武館は本町剣道文化の中心的存在であり、「尚武館」という名前を武道場に引き継いでほしい。

A 今回建設した武道場の正式名称は、あくまで「新十津川中学校武道場」。ただし、愛称として「尚武館」とすることが決まっている。すでに十津川村のけやきの木に村長直筆の「尚武館」と書かれた看板が届いており、尚武館という名称が引き継がれることになっている。

Q 利用料の減免規定を設け、町外者にも利用してもらおうという宿願を定めてほしい。

A 減免規定や合宿の利用は考えていない。

Q 剣道団体「尚武会」のこれまでの利用料金の扱いは。また、利用料金が2倍になると団体として利用者が減るのでは。

A 今までも利用料金は納めてもらっている。今後は施設面積が2倍になり、料金も倍になるが、尚武会側と事前に協議し、納得してもらっている。



完成した中学校武道場